

令和元年度

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業募集要項

1 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要領に基づき、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業（以下「WLB推進企業」という。）」に登録し、かつ、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の規定に基づく一般事業主行動計画を策定している企業・団体の中で（※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定は従業員301人以上の企業に限る）、特に優秀な取組や他の模範となる独自の取組を行っている企業・団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業（以下「エクセレント企業」という。）」に認定します。

2 認定までのスケジュール

エクセレント企業認定評価項目をもとに、県が委嘱した専門家、有識者等によるエクセレント企業認定審査会での審査を経て認定します。

令和元年	5月17日～7月12日	・募集
	7月～11月頃	・訪問調査、専門家によるアドバイス等を実施
	12月頃	・エクセレント企業認定審査会での審査
令和2年	1月頃	・認定企業・団体の決定
		・申請企業・団体へ結果通知
	2月頃	・認定式の開催

※スケジュールは変更になる場合があります。

※審査にあたり、岐阜県職員及び岐阜県が委嘱した社会保険労務士が申請企業等を訪問し、ヒアリング調査や関連書類を確認します。

※エクセレント企業認定審査会での審査内容はすべて非公開とし、申請者へは審査結果のみ通知します。

3 申請書類

- ① 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定申請書(別紙1)
- ② 各種法令等の違反状況について(別紙2)
- ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画及び策定・変更届の写し
- ④ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び策定・変更届の写し（※従業員数300人以下の企業等については、計画を策定している企業等に限る。）
- ⑤ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定評価項目取組内容(別紙3)
- ⑥ ⑤の記載内容を証明する添付資料及び添付資料確認票

4 申請期限

令和元年7月12日（金）までに下記7「問い合わせ先」まで、持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合には、「7月12日必着」となるようにしてください。

5 申請に当たっての留意事項

- ・申請に当たっては、別添「自己採点表」により、評価項目の基準を概ね15項目以上満たしていることを確認の上、申請願います（※自己採点表は提出不要）
- ・提出資料はすべてA4サイズとし、付箋は添付しないでください。
- ・「（別紙）岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定評価項目取組内容」の記載内容を証明する添付資料には、資料右上に任意の資料番号を付し、添付資料確認票の記入欄には該当する資料番号を記載してください。

6 特典

エクセレント企業は、(1)～(9)の特典を受けることができます。

- (1) エクセレント企業認定証を授与
- (2) エクセレント企業“のぼり”一式を支給
- (3) エクセレント企業シンボルマークを活用して、認定企業であることをPR
- (4) 県内ハローワーク、岐阜県中小企業総合人材確保センター、岐阜県保育士・保育所支援センターの求人票に「エクセレント企業」の表示
- (5) 岐阜県中小企業資金融資制度「人づくり・子育て支援資金(運転資金・設備資金)」の利用
- (6) 県庁の物品等調達における優遇 ※必ずしも発注があるとは限りません。
- (7) 県やマスコミによるPR
- (8) エクセレント企業学習会への参加
- (9) エクセレント企業個別相談会への参加

注：特典は変更する場合があります。

7 問い合わせ先

岐阜県健康福祉部子ども・女性局

男女共同参画・女性の活躍推進課

企画係 担当：小川

〒500-8570

岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8237（直通）

058-272-1111（内線2683）

FAX 058-278-2611

E-Mail c11234@pref.gifu.lg.jp